

報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尼崎武庫川園（以下「本園」という。）の役員及び評議員並びに各種委員に対する報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び幹事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、本園を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の理事以外をいう。
- (4) 評議員とは、定義第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 常勤の評議員選任・解任委員とは、評議員選任・解任委員のうち、本園を主たる勤務場所とする者をいう。
- (6) 非常勤の評議員選任・解任委員とは常勤の評議員選任・解任委員以外の者をいう。
- (7) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (8) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本園は、役員に職務遂行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 役員及び評議員選任・解任委員で職員としての立場を有する者に対しては報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 本園の理事の報酬総額は、年間2,500,000円以内とする。

- 2 本園の監事の報酬総額は、年間500,000円以内とする。
- 3 本園の理事長の報酬は、別表1に定めるとおりとする。
- 4 非常勤理事に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 5 監事の報酬は、別表2に定める額とする。
- 6 評議員の報酬は、別表3に定める額とする。
- 7 評議員選任・解任委員の報酬は、別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する
- 2 評議員選任・解任委員に対する報酬は、評議員の選任・解任委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員が出張する場合は、別に定める出張旅費規定に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

- 第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

- 第8条 本園はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年6月28日から施行する。

別表 1（理事長の報酬）

	日額	月額上限
本園への出勤	25,000円	150,000円

別表 2（非常勤役員の報酬）

（1） 理事

	日額
理事会、評議員会への出席	10,000円
各種委員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設運営のための出勤	10,000円

（2） 監事

	日額
理事会、評議員会への出席	10,000円
各種委員会への出席	10,000円
第三者委員としての出勤	10,000円
監事監査への出席	20,000円
上記の他、法人・施設運営のための出勤	10,000円

別表 3（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	10,000円
各種委員会への出席	10,000円
第三者委員としての出勤	10,000円
上記の他、法人・施設運営のための出勤	10,000円

別表 4（評議員選任・解任委員の報酬）

	日額
理事会、評議員会への出席	10,000円
各種委員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設運営のための出勤	10,000円